

特定非営利活動法人日本免疫学会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本免疫学会の役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

特定非営利活動法人 日本免疫学会
職員給与規程

(平成 17 年 9 月 1 日制定
最終改正平成 26 年 9 月 10 日)

第 1 条(目的)

この規程は、就業規則に基づき、特定非営利活動法人 日本免疫学会常勤の職員(以下「職員」という。)の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(給与の種類)

職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- 1.基本給
- 2.扶養手当
- 3.役職手当
- 4.通勤手当

第 3 条(基本給)

基本給は各職員の役割、勤務成績、成果などに基づき、職務の級、号棒ごとに設定した俸給表により定めるものとする。

第 4 条(扶養手当)

扶養家族を有する職員に対し、届出により下記の扶養手当を支給する。

- 1.配偶者 月額13,000円
- 2.子等 月額6,500円

第 5 条(役職手当)

- 1.事務局長に対し、月額68,000円の役職手当を支給する。
- 2.理事会の承認により、調整手当を支給することができる。

第 6 条(通勤手当)

- 1.通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合(利用距離 1 キロメートル以上に限る)に月額により支給する。
- 2.通勤手当は、学会が認める順路により計算した6ヶ月定期券購入費に相当する金額を事前に支給する。
- 3.月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割により支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。
- 4.退職の場合、通勤定期券の退職日以降の未使用期間について払い戻しが可能なときは、本人が払い戻しを受け、学会に返金する。

第 7 条(給与の支給方法及び支給日)

- 1.職員の給与支払い日は、毎月 25 日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる)とする。
- 2.新規採用者又は復職者の発令当月の給与は、出勤日から日割計算をもって支給する。
- 3.職員が退職した場合は、その日まで、日割計算をもって給与を支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。
- 4.職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振り込み、又は金融機関振り出しの小切手などの方法により支払う。

第 8 条(初任給)

新たに採用する者の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

第9条(昇給)

職員が、現に受けている俸給を受けるに至ったときから12ヶ月を経過し、その間勤務成績が良好であると認められるときは、理事会は予算の範囲内で昇給させることができる。

第10条(給与の減額)

職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

第11条(休職者の給与)

職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられた場合には、6ヶ月を限度として本俸の一部を支給することができる。

第12条(端数の処理)

この規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第13条(実施に関し必要な事項)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年9月10日より施行する。

日本免疫学会 俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
2	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
3	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
4	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
5	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
6	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
7	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
8	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
9	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
10	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
11	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
12	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
13	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
14	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
15	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
16	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
17	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
18	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
19	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
20	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
21	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
22	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
23	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
24	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
25	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
26	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
27	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
28	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
29	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
30	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
31	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
32	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
33	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
34	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
35	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
36	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
37	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
38	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400

日本免疫学会 俸給表

職務の級 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
2	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
3	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
4	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
5	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
6	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
7	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
8	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
9	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
10	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
11	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
12	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
13	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
14	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
15	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
16	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
17	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
18	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
19	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
20	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
21	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
22	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
23	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
24	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
25	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
26	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
27	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
28	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
29	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
30	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
31	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
32	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
33	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
34	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
35	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
36	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
37	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
38	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 日本免疫学会	事業年度	R6年10月1日～R7年9月30日
-----	------------------	------	-------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

(2) 収益源泉の内訳	金額
正会員受取入会金	98,000 円
学生会員受取入会金	94,000 円
正会員受取会費	27,169,000 円
学生会員受取会費	1,274,000 円
賛助会員受取会費	1,230,000 円
受取寄付金	103,182,865 円
受取助成金	17,285,963 円
学術集会の開催等による免疫学に関する研究発表事業	75,290,000 円
免疫学に関する機関誌及び論文図書等の発行事業	14,096,349 円
公開市民講座の開催等による免疫学の普及啓発事業	2,034,000 円
web サイト等を通じての免疫学に関する情報提供事業	220,000 円
雑収入	231,644 円
	円
	円
合 計	242,205,821 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2024年10月01日 ~ 2025年9月30日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
5人	23,191,440円	

R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R6.10.25 R7.1.24 R7.4.25 R7.7.25	3,000,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.4.25 R7.7.25	1,500,000 円	免疫学博士課程学生支援
R7.1.28	11,080,242 円	免疫学会賞 「きぼう」 特別研究助成金
R7.2.20	300,000 円	ヒト免疫研究賞 賞金
R7.2.20	300,000 円	女性免疫研究者賞 賞金
R7.1.22	100,000 円	研究奨励賞 賞金
R7.1.22	100,000 円	研究奨励賞 賞金

	R7.1.22	100,000 円	研究奨励賞 賞金
	R7.1.22	100,000 円	研究奨励賞 賞金
	R7.1.22	100,000 円	研究奨励賞 賞金
	R7.9.29	400,000 円	Outstanding Merit Award
	合 計	92,080,242 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
R7.03.21	■■■■ 会費	3,971,330 円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和6年10月1日～					
	令和7年9月30日	17人	0人	0%	5人	29.4%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		17人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		5人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
竹田 潔		理事		○						就任 H26.12.12
黒崎 知博		監事		○						就任 H31.1.1 退任（理事） R6.12.31 就任（監事） R7.1.1
山崎 晶		理事		○						就任 H31.1.1
小安 重夫		監事		○						就任（理事） R3.1.1 退任（理事） R4.12.31 就任（監事） R5.1.1

									退任 R6. 12. 31
梶島 健治		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
河本 宏		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
熊ノ郷 淳		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
澁谷 彰		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
高柳 広		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
竹内 理		理事		○					就任 R3. 1. 1
三宅 幸子		理事		○					就任 R3. 1. 1 退任 R6. 12. 31
荒瀬 尚		理事		○					就任 R5. 1. 1
石井 健		理事		○					就任 R5. 1. 1
樗木 俊聡		理事		○					就任 R5. 1. 1

大野 博司		理事		○						就任 R5. 1. 1
澁谷 和子		理事		○						就任 R5. 1. 1
新藏 礼子		理事		○						就任 R5. 1. 1
岡田 峰陽		理事		○						就任 R5. 1. 1 退任 R6. 12. 31
岩倉 洋一郎		監事		○						就任 R5. 1. 1 退任 R6. 12. 31
石井 優		理事		○						就任 R7. 1. 1
反町 典子		理事		○						就任 R7. 1. 1
長谷 耕二		理事		○						就任 R7. 1. 1
堀 昌平		理事		○						就任 R7. 1. 1
三宅 健介		理事		○						就任 R7. 1. 1
安友 康二		理事		○						就任 R7. 1. 1

吉村 昭彦		監事		○						就任 R7. 1. 1
-------	--	----	--	---	--	--	--	--	--	----------------

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(第3表付表1の表記に関する補足)

「続柄等」欄に記載の 法人名(役職名)の後に“※”印を付したものは、当事業年度内(令和6年10月1日～令和7年9月30日)の全期間において、当該法人に在職中であったことを示します。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月1回	10年
仕訳帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月1回	10年
金銭出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	10年
入出金伝票	複写伝票	随時	10年
寄付者名簿	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	給与計算ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月1回	10年
固定資産台帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	随時	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 日本免疫学会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		○ する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人日本破産会
-----	----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
<input type="radio"/>					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ